

石綿障害予防規則に係るこれまでの主な改正

H17石綿則制定

H21改正

H23改正

石綿等取扱作業	作業主任者の選任・保護具の備え付け・関係者以外立入禁止		
石綿等切断作業	保護具の着用・湿潤化		
建築物又は工作物の解体	事前調査・(一部)計画届		
吹き付け・耐火被覆材等	作業計画・特別教育・作業届		
	(一部作業)	電動ファン付き呼吸用保護具の使用等	
それ以外	作業計画・特別教育		
鋼製の船舶の解体等	事前調査・作業計画・特別教育		
	(吹付け等)	作業届、電動ファン付き呼吸用保護具	